

- ① 営業日 月曜日から金曜日（但し、祝日及び12月30日から1月3日までを除く）
- ② 営業時間 午前9時から午後6時
- ③ 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする
- ④ サービスの提供は、365日午前7時から午後10時までとする。

(指定居宅介護支援事業の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護等の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

① 身体介護 食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着替介助、体位交換、
通院介助、その他

② 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買物、薬の受取、その他

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、利用した交通機関の実費をご負担頂きます。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、東京都江東区とする。

(相談・苦情対応・ハラスメント対応)

第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情、ハラスメントに対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当該事業所は、前項の苦情の内容などについて記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

第9条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護のサービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

2 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 指定訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3ヶ月以内

② 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者様又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はこころ介護サービス合同会社とこころ介護サービスの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第 11 条 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

【虐待防止に関する責任者 吉田 大史】

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

(6) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分周知する。

(7) 虐待の防止のための指針を整備する。

(事業継続計画)

第 12 条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。また、業務継続計画の周知、必要に応じて変更する。

※(令和 6 年 3 月 31 日まで努力義務)

(衛生管理)

第 13 条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行い、感染防止に関する会議の結果について周知する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

※(令和 6 年 3 月 31 日まで努力義務)

付則

この規定は平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

訪問介護・介護予防訪問介護事業所 運営規程 別紙料金表

訪問介護費

法定代理受領の場合は下記金額の 1 割

		単位数	利用料
身体介護	30 分未満	254	¥2,806
	30 分以上 1 時間未満	402	¥4,442
	1 時間以上	584	¥6,453
	1 時間を越えて 30 分を増すごとに	+83	¥917
生活援助	30 分以上 1 時間未満	229	¥2,530
	1 時間以上	291	¥3,215

※ 夜間（18：00～22：00）又は早朝（6：00～8：00）の場合 上記単位数の 25%増し

※ 深夜（22：00～6：00）の場合 上記単位数の 50%増し

※ 訪問介護員 2 名派遣の場合 上記単位数×200/100

その他加算

		単位数	利用料
初回加算	1 月につき	+200	¥2,210
緊急時訪問介護加算	1 回につき（身体介護について算定）	+100	¥1,105

介護予防訪問介護費

法定代理受領の場合は下記金額の 1 割

		単位数	利用料
介護予防訪問介護費 （Ⅰ）	週 1 回程度の利用が必要な場合 （要支援 1・2）	1,234	1 月につき ¥13,635
介護予防訪問介護費 （Ⅱ）	週 2 回程度のりようが必要な場合 （要支援 1・2）	2,468	1 月につき ¥27,271
介護予防訪問介護費 （Ⅲ）	（Ⅱ）を超える利用が必要な場合 （要支援 2）	4,010	1 月につき ¥44,310

その他加算

		単位数	利用料
初回加算	1 月につき	+200	¥2,210

※ 法定代理受領の場合は上記金額の 1 割

※ 原則として月途中からのサービス開始又は終了の場合であっても日割り計算は行わない。
ただし、月途中に①要介護から要支援②要支援から要介護③同一保険者管内での転居等により事業所変更とした場合は、日割り計算による。

※ 同月内に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を利用した場合にも日割り計算を行う。

※ 江東区の地域単価（特別区）：11.05